

## I. はじめに

顧客資産を預かる金融商品取引業者や仮想通貨交換業者は、特定の顧客資産を自社資産や他の顧客資産と混同しないように区別して管理することが義務付けられています。また、業者が適切に顧客資産を分別管理しているかについて公認会計士による監査を受けなければなりません。

## II. 証券会社の分別管理制度

証券会社の分別管理制度と監査制度は何度かの改正を経て、顧客資産を保全するために十分な制度が整備されています。

### (1) 金銭の分別管理

証券会社は、顧客から預かった金銭について、信託口座を設定してそこに預け入れることが義務付けられています。このように信託保全されている金銭は、万が一証券会社が倒産したとしても会社債権者への弁済原資に充当されず、顧客に全額が返還されます。

### (2) 有価証券の分別管理

有価証券については、その種類ごとに適切な方法で分別管理されています。国内上場有価証券であれば証券振替保管機構に電子化のうえ保管されており、証券会社は振替口座簿において顧客残高を管理していますし、非上場の投資信託や外国債券であれば、実務上有価証券はその発行体に保管されており、証券会社は自社の帳簿において顧客別の残高を管理していることが一般的です。

証券会社が倒産した際は、金銭と同様、顧客の有価証券は倒産隔離されており、各顧客に返還されます。

### (3) 監査制度

証券会社は、年1回以上の基準日を設定し、基準日時点での分別管理の状況について「顧客資産の分別管理に係る法令遵守に関する経営者報告書」を作成し、公認会計士の監査を受けることが義務付けられています。

従来は「保証業務」「合意された手続業務」のいずれかを選択することができましたが、2018年4月1日以降を基準日とする業務より「保証業務」に一本化されました。「保証業務」（財務諸表監査も保証業務の一種です）と「合意された手続業務」との間には次の相違があり、経営者報告書に対する保

証の度合いは「保証業務」の方がより強いとされています。

保証業務	合意された手続業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施する手続は監査人が独自に計画する</li> <li>・監査人の実施する手続には判断を要するもの（例えば、会計上の見積もりに対する判断）が含まれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証券会社と監査人の間で事前に実施する手続を合意し、契約書に明記する</li> <li>・監査人が実施する手続は判断を含むものであってはならない</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証業務の対象にかかる総括的な意見が報告書に記載される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の実施した手続とその結果の詳細が報告書に記載される</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証業務の対象となる書類が一般に開示される場合、保証業務報告書も一体として開示される (2018年4月1日以降の基準日に係る監査から、経営者報告書と保証業務報告書の開示が義務付けられている)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合意された手続報告書は契約書に記載された関係者以外に対し開示されない (従来の合意された手続業務では、証券会社と監査人のほか、日本証券業協会に開示することが定められていた)</li> </ul>

これまで合意された手続業務を受けていた証券会社（基本的に小規模な証券会社）は、保証業務を受ける前提として、分別管理に関する内部統制を整備・運用し、その実施状況を社内を確認することが必要になりました。このため、制度改正の公表から施行まで2年間の猶予を設け、また日本証券業協会は実務に応用できるチェックリストを公表する等の対応を図っています。

## III. 仮想通貨交換業者の分別管理制度

仮想通貨交換業者に対しても顧客資産の分別管理と公認会計士による監査が義務付けられていますが、その制度は新規参入業者への配慮がみられます。

### (1) 金銭の分別管理

証券会社との制度の最大の違いは、信託保全が義務付けられておらず、預り金の顧客別残高を適正に記録したうえで自社の金銭とは別の銀行口座に保管することが認められている

点です。信託報酬の負担を勘案してのことと考えられますが、顧客資産保護の観点からは以下のリスクがあります。

- 預り金口座から業者が不正に金銭を引き出ししてしまうことを防止する仕組みがない
- 倒産隔離されておらず、業者が倒産した際、預り金の全額弁済が保証されていない

もちろん、自主的に信託口座を設定して会社の信頼性をアピールしている業者もあります。

## (2) 仮想通貨の分別管理

仮想通貨の分別管理では、仮想通貨の取引に必要な「秘密鍵」という暗号をどこに保管するかが問題になります。

ホットウォレット	コールドウォレット
秘密鍵は、インターネットサーバー上に保管する。	秘密鍵は、紙媒体やUSBメモリ等のハードウェアに保管する。
(メリット) ・ 常時インターネット接続されているため、送受金が手軽に行える	(メリット) ・ ハッキングリスクが低い
(デメリット) ・ ハッキングにより仮想通貨が流出してしまうリスクがある	(デメリット) ・ 物理的な保管手段の紛失や盗難リスクがある ・ 取引の都度暗号鍵をアップロードする手間がかかる

ホットウォレットに保管していた仮想通貨が流出してしまった事件として、今年1月のコインチェック社、9月のテックビューロ社の件は記憶に新しいところです。

現状では、仮想通貨の倒産隔離は制度として確立していません。しかし、三菱UFJ信託銀行が仮想通貨の信託スキームに関する特許を出願し、信託業務の開始を計画しているというニュースが流れたように、近い将来、仮想通貨の倒産隔離も確立することが期待されます。

## (3) 監査制度

2017年4月の資金決済法の改正により、仮想通貨交換業者は公認会計士による財務諸表監査と分別管理監査を受けることが義務化されました。証券会社とは異なり、当面は合意された手続業務によるものとされ、日本公認会計士協会からは内部統制のチェックリスト等が添付された実務指針も公表されています。分別管理監査を通して仮想通貨交換業者に内部統制の整備・運用を図ってもらいたい狙いがあります。

## (4) 金融庁検査による指摘

今年8月、金融庁から「仮想通貨交換業者等の検査・モニタリング 中間とりまとめ」が公表されました。そこには、業者の分別管理体制への指摘が多数記載されています。

<p>(金銭の管理に関する指摘)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客からの預り金を保管する銀行口座の残高と帳簿等を毎営業日照合していなかったり、照合の結果銀行口座の残高が帳簿上の顧客残高を下回っているのに原因分析や対応を行っていない</li> <li>・ 顧客から預かった金銭を一時的に流用している</li> </ul>
<p>(仮想通貨の管理に関する指摘)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮想通貨をハッキングリスクの高いホットウォレットで保管している</li> <li>・ 帳簿上の顧客残高とブロックチェーン上の有高を毎営業日照合していなかったり、ブロックチェーン上の有高が帳簿上の顧客残高を下回っているのに原因分析や対応を行っていない</li> <li>・ 自社保有の仮想通貨と顧客の仮想通貨を同一のウォレットで保管する等、分別して管理していない</li> </ul>
<p>(取引記録の作成に関する指摘)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引日記帳、自己勘定元帳、顧客勘定元帳等の法定帳簿を作成していない</li> </ul>

このほか、情報システムの管理体制、内部監査要員の確保や実施に関する指摘もありました。内部管理よりも広告宣伝に多額の支出を行うなど、利用者保護やコンプライアンスを軽視した利益優先の経営姿勢が問われているケースが目立ちます。

## IV. おわりに

仮想通貨交換業者に対する制度は、整備の途上にあります。過去、FX業界では顧客から預かった証拠金の信託保全が義務付けられる前に、FX業者が顧客資産を流用したのちに倒産して顧客が被害を被った例がありました。FX業界では制度導入から信託保全の義務化まで10年以上要しましたが、仮想通貨業界においては内部管理体制の整備・運用に耐えられない業者の淘汰が進むとともに、分別管理制度の厳格化も急ピッチで進むものと思います。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : [research@seiwa-audit.or.jp](mailto:research@seiwa-audit.or.jp)

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>